

東日本大震災 復興まつり

ともに生きよう 2022

長瀬みさ(座間市民ネット/市議)



11月12日土曜日の気持ちのいい秋晴れの中、横浜臨港パークにて「東日本大震災・復興まつり」ともに生きよう! 2022」が開催されました。リアル開催としては3年ぶりとなり、多くの来場者と出店者で賑わいました。神奈川ネットは東北支援グッズの販売と気候変動に関するアンケート調査を行いました。

アンケートは「気候危機〜環境を守ろう」と題し、ごみを減らす方法についてとエネルギーの地産地消について質問し、来場者176人から回答を得ました。

「使用済みトレー・ペットボトル・牛乳パック等をどこに出しますか」という質問には117人、66%の人が自治体の回収に出すとのことでした。自治体の回収ということは、回収経費が自治体負担となります。事業者の販売責任として、販売店が回収ポストを設置し回収すべきです。買った店に返すことの周知、また販売店に対する啓発も重要と考えます。

「ちやんなるごみ資源・資源化にはどんな仕組みがあると良いと思いますか?」という質問には、

およそ半数の人が「食料品や日用品の量り売り」と「リユースビン入りの製品の増」と答えました。最近では身近なスーパーやコンビニエンスストアでも量り売りが始まりましたが、このような取り組みをもっと拡げていくことが望まれます。

またエネルギーに関しては、「電気契約会社を選ぶ際、何を重視しますか?」という問いに「脱原発」が約半数、「石炭火力に頼らない再生可能エネルギー」と答えた人も58人、32%でした。再生エネルギーを望む声は大きくなっています。

環境を守っていくためにも、一人ひとりができることを「行動」していくことが大切です。また、今回集めた声を活かし、提案を続けていきます。

当日のアンケート結果 (一部抜粋)

■ 本日マイバックをお持ちですか?

はい	169
いいえ	6

■ マイ箸をお持ちですか?

はい	84
いいえ	81

■ 日頃マイボトルをお持ちですか?

はい	123
時々	41
いいえ	12

■ ごみ減量・資源化にはどんな仕組みがあると良いと思いますか?

食料品や日用品の計り売り	95
リユースビン入り製品の増	93
スーパーやコンビニでのリユースビン回収システム	75
スーパーやコンビニエンスストアにも容器包装プラスチックの回収ポスト	56
生ごみの分別回収	30
リターナブル容器のデポジット	49
テイクアウト店に容器を持参すると割引	76
テイクアウト店でのプラ容器有料化とデポジット制のリターナブル容器	61
取り組みやすい生ごみ資源化(堆肥化等) 用具の配布	59
自治体回収分別コストも容器包装事業者が負担(拡大生産者責任を強める)	31
その他	8



個人情報保護は自治体の責任

だより 県議会

佐々木ゆみこ (ネット宮前/県議)

デジタル化による情報データの利活用を進めたい思惑から改正された、個人情報保護法の施行が来年4月に迫っています。これまで自治体ごとに個人情報保護条例があり、国で統一したデータ収集が困難だったことから、個人情報保護について法律で縛り、自治体は遵守するしかないものになっています。国の下部組織のような扱いは納得できるものではなく、衆議院内閣委員会でも「条例制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること」と付帯決議が付されているが、全く無視されている状態です。

これまで、情報公開するか否かの判断は県の審議会に諮っていましたが、国の特別委員会に諮ることになります。さらに情報を個人特定できないよう加工し、行政機関等匿名加工情報を新産業創出のために活用することが可能とあり、その活用についての募集は自治体で行うことになっていますが、活用方法の妥当性について不明な場

合、審議会ではなく国が判断するものとなっています。個人情報保護は市民生活に大きく影響するものであり、市民も参加していた審議会に諮問してきましたが、その審議会の役割も法で制限されています。県として、個人情報を保護する姿勢を持つことを拒まれているとも見えます。これまでの個人情報保護条例は廃止され、個人情報保護法施行条例となり、県の姿勢も気概も全く伝わらない条例となっています。

今後、条例の運用状況報告をすることになっていますが、報告項目もどこまで公開するのか、自治体判断が許されるのかも不明のままです。都合の良い情報だけでなく県の判断でしっかり運用状況報告を市民に対して行うことが必要です。神奈川県が個人情報保護については、国を先導してきた経過があります。3年毎に法の見直しが行われるとき県審議会を開催し、自治体判断で個人情報を守る姿勢をしっかりと示すことが出来るように、今後も運用のチェックをしていきます。

携帯電話会社は、携帯電話中継基地局の発する電波は、国の電波防護指針の範囲内から安全性に問題ない」と説明しますが、基地局からの「熱作用を伴わない微弱な電波」を長時間浴びることの身体への影響は解明されていません。5Gの通信エリア拡大で基地局の設置が加速化しており、計画地の住民からの相談が相次いでいます。ネット鎌倉では今年度、簡易測定器を用いて基地局周辺の屋外・屋内の無線周波数電波の電力密度を測定するチームを立ち上げました。今回、学習会を開催し、市内9地域で測定した結果を報告、NPO法人市民科学研究室の上田昌文さんから講評・解説をいただきました。

各地の路上において、計測した電波の最大平均値が1.0μW/cm²を超えた地点は多くなかったですが、限定的ではあっても、1.0μW/cm²以上を超える地点が生じていることが確認されました。

今回の測定で最も高かったのは大船の鎌倉街道沿いの地点で、最大平均値7.48μW/cm²、ピーク値19.0μW/cm²もありました。傾向として確認されたのは、最大平均値が1.0μW/cm²を超える地点は、坂道(斜面)の途中などに位置し、下方に立つ基地局のアンテナと同等の高度である(同じ水平面にある)場合が多い、ということでした。

上田さんからは「電磁波過敏症を発症させないための曝露基準は現時点では見出されていないが、一つの目安として、イタリヤで採用されている「注意値、品質目標」としての10μW/cm²を検討に値する。」とのコメントをいただきました。今後「基地局の電波の及ぶ範囲に10μW/cm²を超える箇所が生じる可能性がある時は、携帯電話会社が対策を講じる必要がある」という認識を事業者・国・住民が共有するよう、国に求めていきます。



測って知る身の回りの電磁波

保坂れい子 (ネット鎌倉/市議)

学習会の後半では、鎌倉市の携帯基地局条例について取上げました。「住民が知らないうちに近所に基地局が建ってしまった」ということをなくし実効力を持たせるには、条例に基づく住民説明会の開催が容易になるよう一施行規則の改正や説明会開催要綱をつくる必要があります。上田さんからは「大事なものは情報公開。基地局は、住民にとっては自治の問題だ」というコメントもありました。今後電波の測定を共同で行う仲間を増やし、提案を続けていきます。



今月の神奈川ネット

- 市民の生活・活動法律相談: 12/21(水)
- 第11回運営委員会: 12/22(木)



編集後記

世界平和統一家庭連合(旧統一教会) 問題の被害者救済法案が国会で可決成立した。宗教2世の救済等には不十分との声もあるが、一応の成果だ。2月の安倍首相への襲撃事件以後、国会議員と団体との関係が次々と明らかになり、大臣辞任にまで及んだ。これまでも霊感商法については様々な批判や訴えが出ており、年間600億円にも上るとされる多額の寄付については、多くの訴訟も起こし、問題提起がされてきた。しかし、これまでは全国霊感商法対策弁護士会や被害者がいくつ訴えても法案提出はされなかった。今回は世論の高まりに抗えなかったというのが実態だが、政治の怠慢であり、政治への不信は拭えない。(C.M)